

令和7年度 廃棄物管理責任者講習資料

# 事業系ごみの 適正区分・適正処理について

大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課

# 事業系ごみの適正区分・適正処理について

## ★この章の目的

この章は、皆様にご協力いただいております「事業系ごみの適正区分・適正処理」について、「特定建築物への立入検査」等で重点的にお伝えしていることを中心に、  
改めて基本的なことをまとめたものです。

## ★この章では、次の3点に大別して説明させていただきます。

1. ごみの分類（事業系ごみの基本的事項）
2. 事業系ごみの適正区分・適正処理の方法
3. 最後に

この章の説明文や図表は主に  
「事業系ごみ適正処理ハンドブック」  
から引用しています。



# 1. ごみの分類（事業系ごみの基本的事項）

## （1）ごみ（廃棄物）の分類

ごみ（廃棄物）には、「事業系ごみ」と「家庭系ごみ」があります

事業活動に伴って生じるごみ（廃棄物）を「事業系ごみ」といいます

「事業系ごみ」は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類されます

## （2）事業系ごみの分類

事業系ごみ

事業活動に伴って生じるごみ

①産業廃棄物

②事業系一般廃棄物

①産業廃棄物

缶・びん・ペットボトル、ガラス・陶磁器類、金属類、プラスチック類、電池、廃油、水銀使用製品 など

②事業系一般廃棄物

事業系ごみのうち、産業廃棄物以外が「事業系一般廃棄物」です。

資源化（リサイクル）可能な紙類【※】、リサイクルに向かない紙類、厨芥ごみ（食べ残し、調理残さ等）など

【※】資源化（リサイクル）可能な紙類は、一般廃棄物ですが大阪市の焼却工場へは搬入できません。

## 2. 事業系ごみの適正区分・適正処理の方法

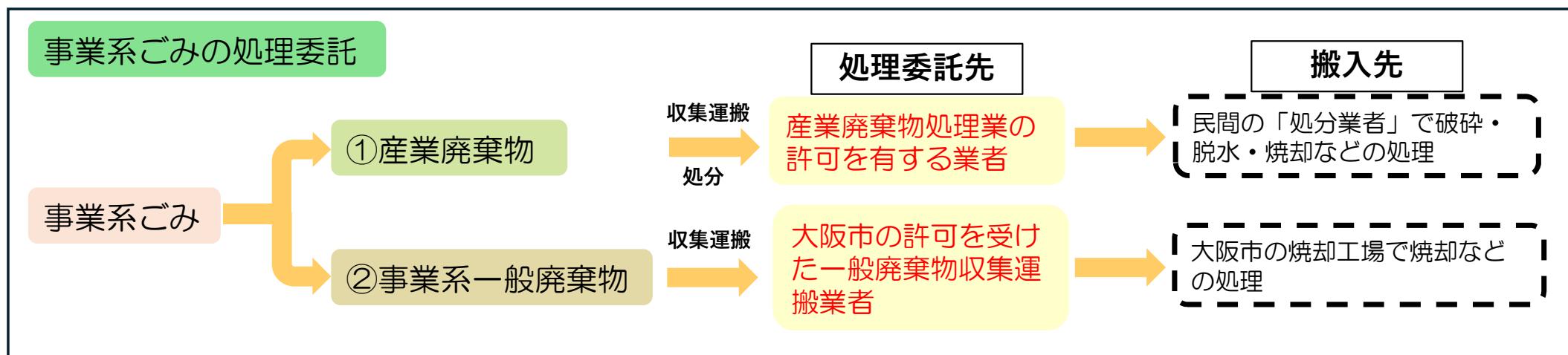
### 適正区分とは

事業系ごみを、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に適正に区分し、適正に保管すること

### 適正処理とは

適正処理の詳細は次のページから！

適正に区分された「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」を、自ら処理するか、又は廃棄物処理業者に委託して適正に処理すること



※特に、産業廃棄物を“一般廃棄物に混入して焼却工場へ搬入しないよう”、取り組みをお願いします。

混入を防ぐためには、ごみが発生した段階で、産業廃棄物と事業系一般廃棄物などを適正に分別することが大切です。そのため本市では、廃プラスチック・一般廃棄物・紙ごみ・飲料容器の4種類の分別ボックスの設置使用を推奨しています。

## ① 「産業廃棄物」の適正処理

産業廃棄物は、産業廃棄物処理業許可業者に委託して、処理又はリサイクルしてください。

※例えば、「従業員が出す弁当容器やカップ麺の容器」や「事務所で使用したペン」などのプラスチック製品も産業廃棄物となります。

### 特に注意していただきたいこと

立入検査等で重点的にお伝えしていることを5点挙げています

1. 産業廃棄物が一般廃棄物に混入しないよう、適正区分・適正処理を徹底してください。

※産業廃棄物は、大阪市の焼却工場へ搬入できません

2. 事業系ごみの場合、材質がプラスチックであれば、汚れていても産業廃棄物です。一般廃棄物ではありません。

※家庭ごみの分別とは異なりますので、お気をつけください

3. 廃棄物処理法で、産業廃棄物の保管場所であることを示す「掲示板」の設置が義務づけられています。

※「産廃の法定掲示板」と呼んでいます。設置が必須です

4. 産業廃棄物の処理委託は、排出事業者が産業廃棄物処理業の許可業者と「書面による契約」を締結する必要があります。

5. 産業廃棄物の処理を委託する場合、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付が義務付けられています。

※マニフェストは、産廃を出す側が発行するものです



## ② 「事業系一般廃棄物」の適正処理

### リサイクル可能な紙類

リサイクル可能な紙類は、大阪市の焼却工場へは搬入できません。  
一般廃棄物収集運搬業許可業者か再生資源事業者へ委託しリサイクル  
してください。

### 資源化(リサイクル)可能な紙類



「リサイクルに向かない紙類」や厨芥ごみ等は、事業系一般廃棄物として、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、自ら焼却工場へ搬入してください。

### 重要！

「他の紙（いわゆる“雑がみ”）」も、リサイクル可能な紙として分別しリサイクルをお願いします。

### 他の紙

※「他の紙」類も資源化可能ですので分別いただき、リサイクルの協力をお願いします。

#### ①包装紙



#### ②菓子の空箱



#### ③ティッシュの空箱



#### ④メモ用紙



#### ⑤ハガキ・封筒



#### ⑥紙袋・名刺



本市では、「他の紙類」の分別ボックス（空き箱など利用で可）設置を推奨しています。

### 3. 最後に

#### 焼却工場における搬入物検査

- ・大阪市のごみ焼却工場では、搬入不適物（産業廃棄物やリサイクル可能な紙類など）が事業系一般廃棄物に混入して搬入されないよう、「搬入物検査」を実施しています。
- ・この搬入物検査で搬入不適物が発見された場合、当該ごみを搬入した収集業者への事情聴取のうえ、ごみを排出した事業者に対して、大阪市環境局職員が現状確認や適正区分・適正処理に向けた啓発指導を行います。

#### まとめ

- ★大阪市内で発生する廃棄物のおよそ6割が「事業系ごみ」です。
- ★事業系ごみの割合が高い大阪市において、廃棄物の減量を進めるためには、事業系ごみの適正区分・適正処理は必要不可欠です。
- ★皆様の引き続きのご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。



「第5章 事業系ごみの適正区分・適正処理」のご説明はここまでです。皆様、ご覧いただきありがとうございました。